

新規就農者育成総合対策 【経営開始資金】の交付要件 チェックリスト

氏名又は事業体名			
該当の有無をチェック欄に○、×で記入する			
交 付 要 件		確認方法・資料等	チェック欄
1 【年齢・経営意欲】			申請者 事務局
	ア-1 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満である	住民票、2【独立・自営就農】に記載されている5つの要件から総合的に判断 ※災害等の特別な事情が認められない限り、独立・自営就農時の年齢は50歳未満とする。	
	ア-2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している	面接、青年等就農計画により確認	
	コ 町における将来の農業の担い手として、地域コミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思がある	面接、青年等就農計画により確認	
2 【独立・自営就農】			申請者 事務局
	イ-(ア) 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している	農地一覧表、許可書、契約書、青年等就農計画、基盤強化法等に基づく公告の写し等により確認	
	イ-(イ) 本人名義で、主要な農業機械・施設を所有又は借りている	農業機械・施設の一覧表、売買・貸借の契約書や購入の際の領収書、固定資産課税台帳等の写しにより確認	
	イ-(ウ) 本人名義で、生産物や生産資材等の出荷・取引している	本人名義の農産物出荷伝票や生産資材を購入したときの納品書、請求書、領収書等により確認 (経営開始後間もなく出荷物等がない場合は確認不要)	
	イ-(エ) 本人名義の通帳及び帳簿で、農産物等の売上げ、経費の支出などの経営収支を管理している	通帳、帳簿等を確認、ただし税務申告は例外で親名義でも可 (経営開始後間もなく出荷物等がない場合は本人の営農口座の通帳のみ確認し、帳簿は就農状況の確認の際に確認)	
	イ-(オ) 本人が農業経営の主宰権を有している	面接、青年等就農計画により確認	
3 【青年等就農計画】			申請者 事務局
	ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であること	青年等就農計画認定書の写しにより確認	
	エ-(ア) 農業経営開始後5年後までに生計が成り立つ計画であること	青年等就農計画、面接により、5年後の目標が生計の成り立つ所得となっているか確認	
	エ-(イ) 計画達成が実現可能と見込まれること	青年等就農計画、面接により確認	
4 【経営の全部、一部継承】			申請者 事務局
該当する場合	オ 継承する農業経営に従事して5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取り組みを行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する計画であると町長に認められること	青年等就農計画の内容、面接により確認	
5 【人・農地プランへの位置付け等】			申請者 事務局
	カ 人・農地プランに中心となる経営体に位置づけられる又は位置づけられることが確実と見込まれる、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること	(見込まれるとは、位置づけが地域合意されている時点)	
6 【国の他の資金の不受給】			申請者 事務局
	キ-(ア) 原則、生活費確保を目的とした国の他の事業の給付等を受けていないこと	離職票原本（提示が可能な場合）や、青年等就農計画等及び交付申請書のチェック欄等により確認	
	キ-(イ) 農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと	離職票原本（提示が可能な場合）や、青年等就農計画等及び交付申請書のチェック欄等により確認	
	キ-(ウ) 経営継承・発展等支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと	離職票原本（提示が可能な場合）や、青年等就農計画等及び交付申請書のチェック欄等により確認	
7 【施設共済等の加入】			申請者 事務局
該当する場合	ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること	施設共済の加入申込書、加入承諾書又はメーカー保証書等の写しにより確認	
8 【経営開始時期】			申請者 事務局
	コ-1 平成31年4月以降に農業経営を開始していること	2【独立・自営就農】に記載されている5つの要件から総合的に判断	
9 【夫婦で農業経営】 ※夫婦で次の要件を満たす場合は、夫婦あわせてで225万円が支給			申請者 事務局
該当する場合	(2)イ-ア 家族経営協定を締結し、夫婦が共同経営者であると規定されていること	申請時に既に締結されていること	
	(2)イ-イ 主要な経営資産を夫婦で共有していること	農地、農業機械、設備などの経営資産が夫婦共有名義であるか	
	(2)イ-ウ 夫婦共に、人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられる又は位置づけられることが確実と見込まれること		
10 【複数の新規就農者で農業法人を設立、共同経営】			申請者 事務局
該当する場合	(2)ウ 農業法人とその新規就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられる又は位置づけられることが確実と見込まれること	法人の履歴事項全部証明書及び役員名簿により、本人が役員となっているかを確認 なお、経営開始後5年以上経過している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。	
11 【前年の世帯全体の所得による制限】 ※平成31（令和元）年度からの追加項目			申請者 事務局
	ケ 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること (被災による資金の交付休止期間中の所得を除く)	前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）により確認 ※「世帯」には本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を含む ※「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」をいう	

備 考